

川越市保育ステーションの課題について

保育課

1 概要

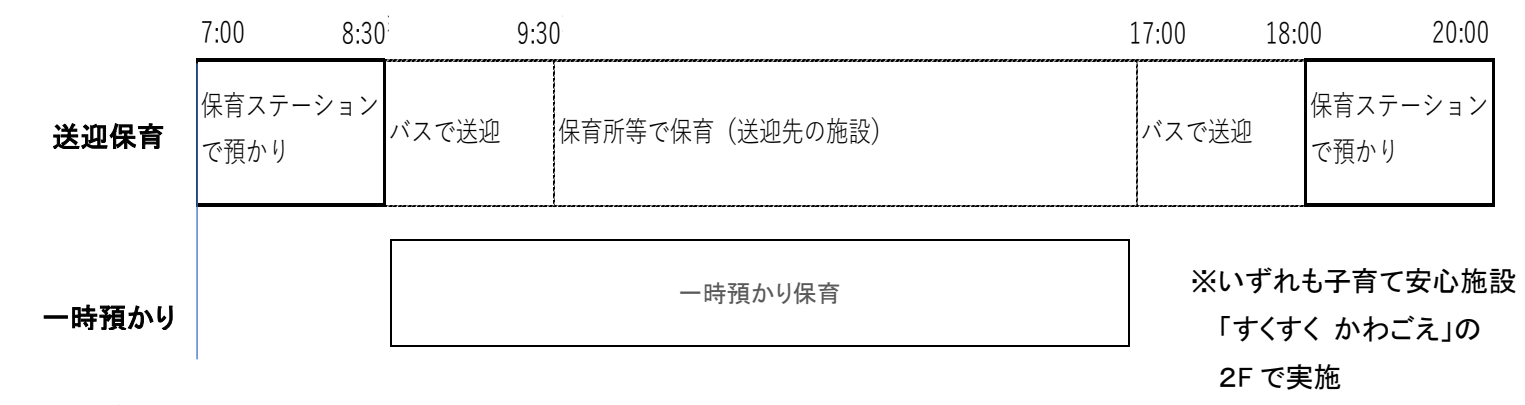
川越市保育ステーションは、子育て安心施設の機能の一つとして、保育の利用に係る送迎に困難を抱える家庭の利便性の向上及び子育てをする家庭への支援の推進を図るための施設です。

朝夕の1日2回、朝は保育ステーションから指定の保育所・認定こども園（2号認定児童）へ、夕方は指定の保育所等から保育ステーションへ児童を送迎するとともに、保護者が迎えに来るまで児童を預かる、いわゆる送迎保育を実施しています。

日中、保育ステーションでは乳幼児一時預かりを実施しています。

一時預かりにつきましては、利用人数が年々増加し、軌道に乗ってきたところですが、送迎保育につきましては、利用者が少ないことが課題となっております。

2 1日の流れ



3 対象児童

- 送迎保育 : 保育の必要性のある3歳児クラス以上の未就学児
- 一時預かり : 8か月以上の未就学児

4 保育ステーションにおける保育定員

- 送迎保育 : 定員概ね20人（2号認定児童）
- 一時預かり : 定員概ね20人

5 使用料等

- 送迎児童に係る保育 月額3,000円
- 送迎バス利用料 月額3,000円
- 送迎保育に係る軽食代 日額100円
- 一時預かり利用料 日額1,500円

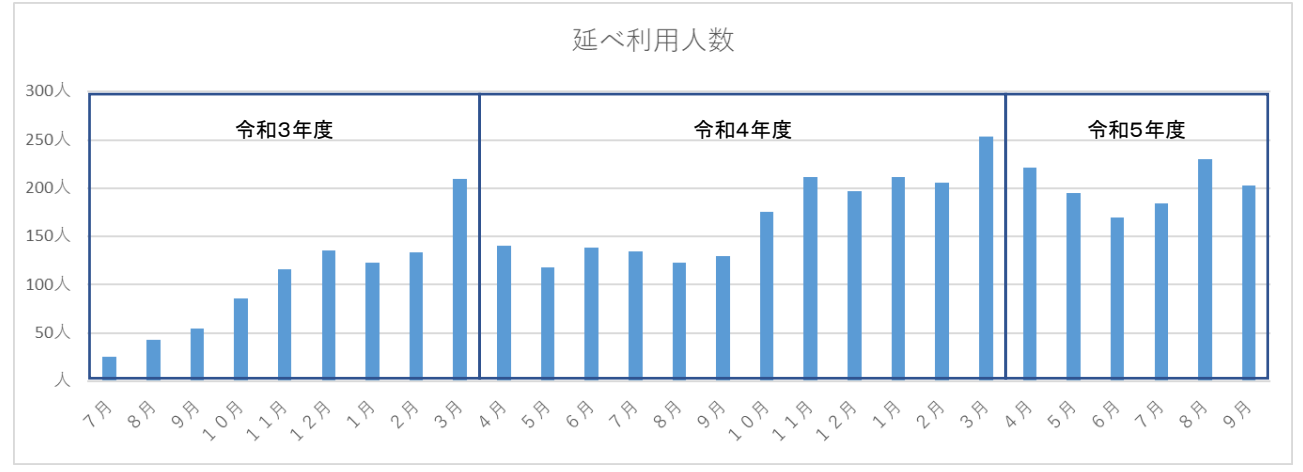
6 送迎保育事業に係る児童の受入保育施設

西コース（霞ヶ関方面）	東コース（芳野、古谷方面）
社会福祉法人七生会 バンビ保育園	社会福祉法人和会 芳野保育園
社会福祉法人ともいき会 ともいき保育園	川越市立 古谷保育園
川越市立 霞ヶ関保育園	伊佐沼すまいる保育園
学校法人サンライズ学園 認定こども園のぞみ幼稚園	社会福祉法人みゆき会 星の子第2保育園

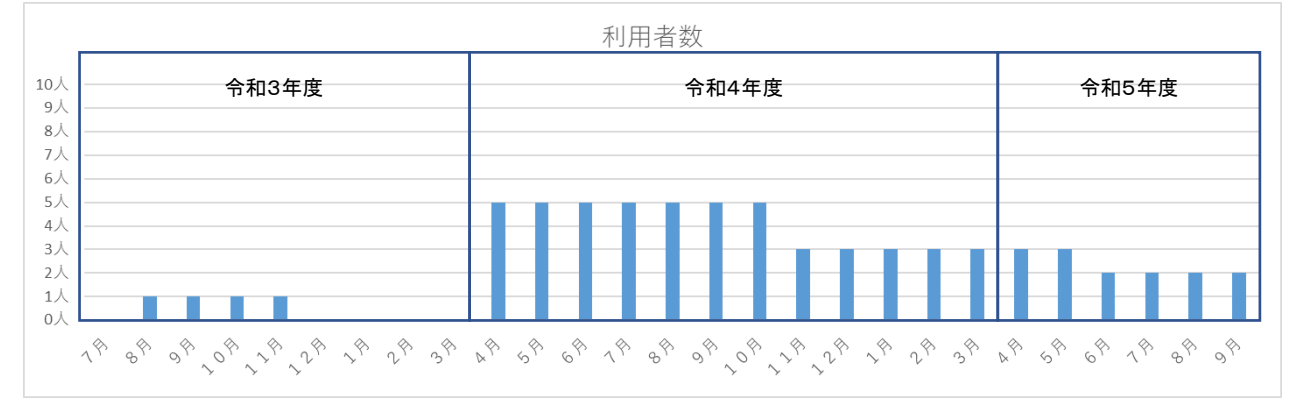


保育ステーションの様子

一時預かり利用者の推移



送迎保育利用者の推移



送迎保育コースイメージ



7 送迎保育の課題について

(1) 利用人数増加に向けたこれまでの取組み

令和5年10月1日現在の利用者は、2名となっており、令和4年の利用者に比べても減少しています。そのため、昨年度には、市民への周知としてHPの変更、本川越駅周辺施設へのポスター等の掲示、保育所入園相談時における利用案内や施設周辺の不動産会社への案内などを行ってまいりましたが、利用者数の向上には直接的に結びついておりません。

(2) 検討課題

運営事業者等との検討を重ねた結果、いくつか出た課題について、ご意見をいただきたいと考えております。

【送迎保育について】

①送迎保育の対象児童の年齢について

現在、送迎保育の利用については、3歳児から未就学児までを対象としています。3歳児以上を対象とした理由については、バス乗車時の安全確保の必要性や0歳児～3歳児まで預かる小規模保育事業者に配慮した事業としたため、一定の年齢制限を設けています。

他市における利用年齢については様々となっており、また、運営事業者からも年齢の引き下げについて要望もあることから、今後、対象年齢の引き下げについて検討が必要と考えています。

なお、他市の状況は別表1のとおりです。

別表1
送迎保育に係る他市の状況

市町村名	対象年齢	料金
三郷市	2歳以上	日額 100円 月額 2,000円
志木市	3歳以上 ※一人で荷物を持ち、バスに乗れる場合、2歳以下でも可	月額 4,000円
北本市	6ヶ月以上	日額 500円 月額 10,000円
越谷市	1歳以上	日額 500円
草加市	2歳以上	月額 2,000円
鶴ヶ島市	1歳以上	日額 100円 月額 3,000円
熊谷市	自立した歩行が可能で、送迎中には、バスのシートに座ることができること	日額 800円 月額 15,000円
鴻巣市	2歳以上	日額(往復) 300円 (片道) 180円 月額(往復) 3,000円 (片道) 1,800円
吉川市	1歳以上	日額(朝) 100円 (夕) 300円 月額 3,000円
八潮市	1歳以上	日額 400円

②送迎保育の利用料金について

現在、送迎保育の利用料金については、送迎保育に係る費用として、バス(送迎車両)の利用料が3,000円、園児の預かり料が3,000円として、それぞれ実費負担としています。

金額については、他市に比べ突出して高い金額ではありませんが、保護者の実費負担としては、月額6,000円、年額72,000円となるため、金額の見直しは検討する必要があると考えています。

なお、他市の状況は別表1のとおりです。

③送迎バスを他の目的で利用することについて

送迎保育の利用者が増加しない場合、送迎バスを一時預かり利用者向けに利用するなど、他の目的で活用することも検討が必要だと考えています。

【一時預かりについて】

④一時預かりの定員に係る年齢枠の撤廃について

現在の一時預かり定員は、概ね20名と定められており、その内訳が0歳児2名、1歳児6名、2歳児5名、3歳児3名、4歳児2名、5歳児2名と定められております。日によって利用する児童の年齢にばらつきがあることから、年齢別の定員を撤廃し、弾力的に運営できるようにする必要があると考えております。

⑤利用申込みに係る軽減策について

現在、保護者が一時預かりの利用申し込みをする際、初めに保育ステーション内の運営事業者窓口において、保護者面談等を実施後、申請手続きをしていただきます。その後、保育課において保育の必要性等の審査を行い、利用決定を行っており、期間を要している状況(概ね2週間から3週間)です。

今後は、業務の簡素化等について課内で協議を行い、保護者の利便性の向上に向けた検討を行う必要があると考えています。

⑥一時預かりの利用要件の緩和について

現在の一時預かりの利用要件が厳しすぎるとのご意見をいただいております。リフレッシュによる利用の回数を増やす等、要件の緩和を検討する必要があると考えています。

なお、一時預かりの利用要件は、別表2のとおりです。

別表2
一時預かりの利用要件

利用可能期間	保育が困難な理由・内容	必要書類
① 保育が困難な日(週3回まで)	就労	就労証明書(3ヶ月以内のもの)
	求職(面接・説明会・雇用保険説明会等)	面接指示書・メールの印刷等実施日時がわかるもの
	職業訓練	承認通知+カリキュラムが分かるもの
	就学(就職に直結するもの)	在学証明書+カリキュラムが分かるもの
② 連続1カ月 (※連続1カ月利用後は週3回まで)	入院	入院診療計画書の写し
	傷病(入院以外)	診断書(保育困難な旨が記載されているもの)
	看護 介護	診断書(看護を要する旨が記載されているもの) 介護被保険者証の写し+介護計画書の写し
③ 産前は通院時 産後は2週間	出産	母子手帳写し(表紙+予定日)
	※市外の方の里帰り出産も可	
④ 保育が困難な時間	冠婚葬祭	招待状の写し等
	行事(兄弟の遠足・入学式等)	通知の写し
	裁判員制度	通知の写し
	通院 その他	診察券の写し+領収書の写し(お迎え時に) 日付、時間が分かるもの
⑤ 月1回	内容問わず(リフレッシュ)	申請書のみ